

新型コロナウイルスワクチン4回目接種のお知らせ

新型コロナウイルスワクチンの感染予防効果や高齢者の重症化予防効果について、時間の経過に伴い、徐々に低下していくことが示唆されています。このため、国の新型コロナウイルスワクチン追加接種の実施方針に基づき、4回目接種を実施します。

【対象者】① 60歳以上

② 18歳以上60歳未満で基礎疾患がある人、または重症化リスクが高いと医師が判断した人（接種を希望する人は健康福祉課窓口で手続きが必要です。1～2回目接種の際に基礎疾患優先接種届を提出した場合は不要です）

【接種間隔】 3回目接種完了から5か月以上間隔を空けて接種 【接種費用】 無料

【予約方法】 対象者には必要書類を送付します。書類が届いてから、①予約確認票の返送による予約、②予約サイトでの予約、③コールセンターへの電話での予約、のいずれかで予約ください

☎ 大槌町新型コロナウイルスワクチンコールセンター Tel 0193-27-5670

低所得者子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給します。

【支給対象者】 ① 児童扶養手当受給者

② ①以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯、家計急変者

【支給対象児童の範囲】 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）

【給付額】 児童一人当たり 50,000円

申請方法など、詳細が分かり次第、ホームページでお知らせします。

☎ 健康福祉課 Tel 0193-42-8715

住民税非課税世帯等臨時特別給付金(10万円/1世帯)の支給対象世帯が追加されました

4月26日に、国のコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」での「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給が閣議決定され、対象世帯が追加されました。

なお、令和3年度非課税世帯等に対する臨時給付金の支給を既に受けた世帯は、受給できません。

詳細については、分かり次第、ホームページでお知らせします。

【追加された支給対象世帯の給付金支給手続き】

1. 令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯 ※未支給の世帯のみ

(1) 世帯員全てが、令和3年12月10日以前から大槌町にお住まいの場合

- ・対象となる世帯には、6月中に給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- ・確認書の内容を確認して、3か月以内に返信してください。

(2) 世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した人がいる場合

- ・給付金を受け取るには、令和4年9月30日(金)までに申請が必要です。
- ・該当すると思われる人は、大槌町総務課へご相談ください。

2. 令和4年1月以降新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

- ・給付金を受け取るには、令和4年9月30日(金)までに申請が必要です。
- ・該当すると思われる人は、大槌町総務課へご相談ください。

☎ 総務課 Tel 0193-42-8710

福幸きらり商店街跡地利活用事業

福幸きらり商店街跡地の利活用方法を検討してきた検討委員会は、検討結果報告書を町長に提出しました。当跡地は三陸自動車道大槌ICに近接し、今後の交流人口増大に寄与できる発展可能性の高い用地であることを踏まえ、短期的には子供の遊び場やイベント会場として最低限の整備、長期的には大槌町の魅力を更に磨き上げたコンテンツを集約した抜本的整備を行うとした二段階開発案が盛り込まれました。検討結果報告書はホームページに掲載していますのでご覧ください。



くらしの安心だより

土砂災害に注意しましょう！

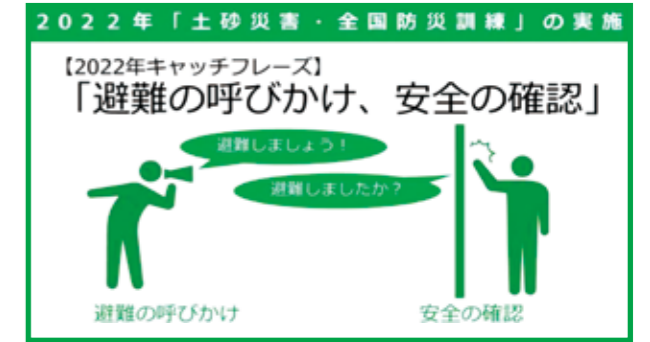
これから、大雨の季節を迎えますが、土砂災害から身を守るため、あらかじめ自宅周辺における土砂災害の危険性や避難経路、及び避難情報の入手方法などを確認し、いざというときに備えましょう。

また、避難にあたっては、**周りの人と声をかけあって明るいうちに**避難するようお願いします。

☎ 沿岸広域振興局土木部河川港湾課 Tel 0193-27-5572

☎ 岩手県土整備部砂防防災課 Tel 019-629-5922

☎ 大槌町防災対策課 Tel 0193-42-8781



不法投棄は犯罪です

山林や道路脇など、人目に付かない場所へのごみの不法投棄が後を絶ちません。不法投棄は景観を損ねるだけでなく、環境への影響も心配されます。

町は毎年4月、道路脇にある不法投棄物の回収及び、不法投棄パトロールを行っています。5月には町内の有志グループが、白石地区の県道沿いで280kg以上のごみを回収しました。

不法投棄は犯罪です。ごみは決められたルールを守り、決められた場所に捨てましょう。

個人が不法投棄をした場合、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金、またはその両方。法人が不法投棄をした場合は3億円以下の罰金刑と規定されています。



令和4年4月不法投棄回収の様子



回収した物の例(タイヤ)

☎ リサイクルセンター Tel 0193-42-7570

正しく使おう みんなの下水道

町の下水道施設では、ふきんやタオルなどの布製品が流れてきて、ポンプ設備にからまり、機能が停止する事故が多発しています。その頻度は1年間で20回



ポンプにからまった布製品

にのぼり、今年度は1か月半で6回も発生しています。

ポンプが止まるとマンホールから汚水があふれ出す危険があるため、事故のたびにポンプを引き上げ、布製品などの取り除き作業とポンプの点検を行っています。

下水道に、布製品など、つまりの原因となるものは絶対に流さないでください。

下水道は、快適な生活環境と美しい自然を守る、私たちの大切な公共財産です。みんなが快適に生活できるよう、下水道を正しく使いましょう。

下水道の正しい使い方

1. トイレには、トイレットペーパー以外流さないでください。
→ティッシュペーパーは水に溶けないので、つまりの原因になります。
2. 食用油の廃油を直接流さないようにしましょう。
→下水管の中で油が固まってしまい、取るのが大変難しくなります。
3. ゴミや野菜くずは、流さないでください。
→つまりの原因となります。
4. 雨どいは、下水道につながないでください。
→大雨時に、下水があふれる原因となります。

☎ 上下水道課 Tel 0193-42-8719